○法務省告示第三百四十六号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年七月三十日から効力を生ずる。

平成二十三年七月十三日

法務大臣　江田　五月

兵庫県赤穂市長

山口県阿武郡阿武町長

○外務省告示第二百四十二号

平成二十三年六月二十七日にポートオブスペイン（トリニダード・トバゴ）で、債務救済措置（債務繰延方式）に関する次の書簡の交換がアンティグア・バーブーダ政府との間に行われた。

平成二十三年七月十三日

外務大臣　松本　剛明

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、アンティグア・バーブーダの債務繰延に関する二千十年九月十六日付けの合意議事録（以下「合意議事録」という。）に掲げられる二千十年九月十五日及び十六日にパリで開催されたアンティグア・バーブーダ政府の代表者と関係債権諸国政府の代表者との間の協議において到達した結論に基づき日本国政府の代表者とアンティグア・バーブーダ政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 (1)　この取極は、一方においてアンティグア・バーブーダ政府と他方において日本国の居住者である関係債権者（以下「債権者」という。）との間で二千十年四月三十日より前に締結され、日本国政府が保険を引き受けた弁済期間が一年を超える次の商業上の債務の元本、契約上の利子及び遅延利子の総額に適用される。

(a)　二千十年九月一日から二千十一年八月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来したか又は到来する元本及び契約上の利子の百パーセント（以下「繰延商業債務Ⅰ」という。）

(b)　二千十一年九月一日から二千十二年八月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来する元本及び契約上の利子の百パーセント（以下「繰延商業債務Ⅱ」という。）。ただし、国際通貨基金（以下「IMF」という。）の理事会が、二千十年六月七日に同理事会が承認したスタンド・バイ取極に基づく審査を終了し、アンティグア・バーブーダ政府が合意議事録にいう関係債権諸国に対する支払を弁済期日に行い、かつ、合意議事録Ⅲ2に基づき、アンティグア・バーブーダ政府が合意議事録に参加していない者であって対外債権を有するもの又はその集団の各々との交渉における進捗の報告を、パリ・クラブに対し審査の前に送付した場合に限る。

(c)　二千十二年九月一日から二千十三年四月三十日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来する元本及び契約上の利子の百パーセント（以下「繰延商業債務Ⅲ」という。）。ただし、IMFの理事会が、同スタンド・バイ取極に基づく審査を終了し、アンティグア・バーブーダ政府が合意議事録にいう関係債権諸国に対する支払を弁済期日に行い、かつ、合意議事録Ⅲ2に基づき、アンティグア・バーブーダ政府が合意議事録に参加していない者であって対外債権を有するもの又はその集団の各々との交渉における進捗の報告を、パリ・クラブに対し審査の前に送付した場合に限る。

(d)　二千十年八月三十一日以前に弁済期限の到来した未払の元本、契約上の利子及び遅延利子の九十パーセント（以下「繰延商業債務Ⅳ」という。）

(e)　二千十年八月三十一日以前に弁済期限の到来した未払の元本、契約上の利子及び遅延利子の十パーセント（以下「繰延商業債務Ⅴ」という。）

(2)　(1)に規定する債務の総額は、次のとおりである。

(a)　繰延商業債務Ⅰ、Ⅱ及びⅢの総額は、六百三十九万千六百八十八合衆国ドル（六、三九一、六八八合衆国ドル）となる。

(b)　繰延商業債務Ⅳ及びⅤの総額は、千二百三十二万三百四十七合衆国ドル四十三セント（一二、三二〇、三四七・四三合衆国ドル）となる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びアンティグア・バーブーダ政府の関係当局が行う最終的照合の後に、両政府の関係当局間の合意により修正することができる。

2 (1)　アンティグア・バーブーダ政府は、繰延商業債務Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの総額を3に定める支払計画（以下「支払計画」という。）に従い合衆国ドルにより債権者に支払う。

(2)　日本国政府は、関係する商業上の債務が支払計画に従って行われる支払により決済されることを容易にするため、日本国において施行されている関係法令の範囲内で可能な措置をとる。

(3)　(a)　繰延商業債務Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの各々は、この書簡の附属書Ⅰに掲げる支払計画に従い、二千十七年九月一日に始まる十四回の半年賦払によって支払われる。

(b)　繰延商業債務Ⅴは、この書簡の附属書Ⅱに掲げる支払計画に従い、二千十一年六月三十日に始まる六回の半年賦払によって支払われる。

3 (1)　アンティグア・バーブーダ政府は、関係する商業上の債務の各々について、当該債務が決済されていない限り、(3)に定めるところにより算定される利子を、繰延商業債務Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣについては毎年三月一日及び九月一日に、繰延商業債務Ⅴについては毎年六月三十日及び十二月三十一日に、債権者に支払う。最初の利子の支払は、繰延商業債務Ⅴについては二千十一年六月三十日に、繰延商業債務Ⅰ及びⅣについては二千十一年九月一日に、繰延商業債務Ⅱについては二千十二年九月一日に並びに繰延商業債務Ⅲについては二千十三年九月一日に行われる。

(2)　(a)　繰延商業債務Ⅰ、Ⅱ及びⅢに対して当初の弁済期日から適用される利子率及び繰延商業債務Ⅳ及びⅤについて二千十年九月一日から適用される利子率は、年三・一パーセントとする。

(b)　繰延商業債務Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣについては毎年三月一日及び九月一日を、繰延商業債務Ⅴについては毎年六月三十日及び十二月三十一日を、以下「基準日」という。

(3)　支払われる利子の額は、未決済の債務の額に債務が決済されないままに経過した日数及び一日当たりの利子率を乗じて算定される。一日当たりの利子率は、(2)(a)に規定する利子率を三百六十五で除して算定される。前記の算定方法を算式で表したものが、この書簡の附属書Ⅲに掲げられる。

(4)　支払計画又は(1)に定める利子の支払計画上の支払が十五日を超えて遅延した場合、アンティグア・バーブーダ政府は、(2)(a)に規定する利子率に年一パーセントを加えた率で、関係する基準日に遡及して、未払の額から生ずる遅延利子を支払う。

4　支払われる利子については、アンティグア・バーブーダの全ての租税及び課徴金が免除される。

5　アンティグア・バーブーダ政府は、関係する商業上の債務の決済に伴って生ずる銀行手数料を支払う。

6　関係する契約の条件のうちこの書簡において特に言及されていないものは、関係する契約の当事者間で別段の合意がある場合を除くほか、引き続き適用されることが確認される。

7　アンティグア・バーブーダ政府は、いずれかの第三国の居住者であって債権を有するものに対し債務救済措置に関して2(3)に規定する条件より有利な条件を与えた場合には、当該第三国の居住者であって債権を有するものに与えられる条件より不利でない条件を債権者に直ちに与える。東カリブ地域公債市場（RGSM）における債務にはこの規定は適用されない。

8　アンティグア・バーブーダの債務（この取極が対象とする債務を含む。）の再編に関してアンティグア・バーブーダ政府の代表者及び関係債権諸国政府の代表者が新たな結論に到達した場合には、日本国政府とアンティグア・バーブーダ政府との間でこの取極の継続又は修正について討議するための協議が行われる。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアンティグア・バーブーダ政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年六月二十七日にポートオブスペインで

アンティグア・バーブーダ駐在

日本国特命全権大使　岩田達明

アンティグア・バーブーダ

財務・経済・公共行政大臣

ハロルド・ラベル閣下